

◇人口推計等の試算（第4期事業計画期間は平成21年度～平成23年度）



	人口	65歳以上	高齢化率	認定者	認定率	給付費
平成18年度	18,568人	5,141人	27.69%	679人	13.21%	905,036千円
平成19年度	18,285人	5,191人	28.39%	718人	13.83%	931,089千円
平成20年度	17,997人	5,271人	29.29%	760人	14.42%	1,045,034千円
平成21年度	17,702人	5,314人	30.02%	799人	15.04%	1,129,545千円
平成22年度	17,414人	5,362人	30.79%	840人	15.67%	1,183,251千円
平成23年度	17,119人	5,405人	31.57%	879人	16.26%	1,360,630千円

※平成20年度以降の人口は、計画策定時における見込み数値です。

◇保険料額  
【現行】

段階	対象者	保険料	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	基準額 ×0.5	1,600円
第2段階	・住民税世帯非課税（公的年金等収入+合計所得金額80万円以下）	基準額 ×0.5	1,600円
第3段階	・住民税世帯非課税（2段階に該当しない）	基準額 ×0.75	2,400円
第4段階	・住民税本人非課税	基準額	3,200円
第5段階	・住民税本人課税（合計所得金額200万円未満）	基準額 ×1.25	4,000円
第6段階	・住民税本人課税（合計所得金額200万円以上）	基準額 ×1.5	4,800円

【改定後】

段階	対象者	保険料	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	基準額 ×0.5	1,700円
第2段階	・住民税世帯非課税（公的年金等収入+合計所得金額80万円以下）	基準額 ×0.5	1,700円
第3段階	・住民税世帯非課税（2段階に該当しない）	基準額 ×0.75	2,550円
第4段階	・住民税本人非課税（公的年金等収入+合計所得金額80万円以下）	基準額 ×0.95	3,230円
	・住民税本人非課税	基準額	3,400円
第5段階	・住民税本人課税（合計所得金額200万円未満）	基準額 ×1.25	4,250円
第6段階	・住民税本人課税（合計所得金額200万円以上）	基準額 ×1.5	5,100円



# 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度として平成12年4月にスタートしました。町が保険者となって保険料の徴収、要介護認定、保険給付などの業務を行い、制度を運営しています。

なお、介護保険制度についてのパンフレット「わかってあんしん！介護保険」を全世帯に配布しましたので、ご覧ください。

**介護保険はみんなで支えあっています**

介護保険料は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料で、公費とともに介護保険料が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めていただくようお願いいたします。

なお、介護保険料を滞納すると、サービス利用者が負担分をいったん全額負担しなければならぬなど、サービスの利用に支障をきたす恐れがあります。納付が困難になった場合などは、町民税務課または保健福祉課で必ず相談を受けてください。

**高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定**

町では、「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしを続けられるまち」を共に築くことを基本理念として「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定しました。この

**要介護認定の調査項目が見直されます**

高齢者介護実態調査や要介護認定モデル事業の結果を踏まえ、要介護認定の調査項目が82項目から74項目に見直されます。詳しいことは、保健福祉課または地域包括支援センターに問い合わせてください。

**要介護認定の申請について**

①要介護認定の申請をする場合は、かかりつけの主治医から、主治医意見書を記入していただくこととなりますので、先生と相談のうえ

**介護・予防サービスの利用料金について**

今回の介護報酬の改定により、各種介護・予防サービスを利用した場合の料金体系が変わります。

料金は、サービス利用の形態や要介護度等により、個人ごとに異なります。詳しくは、サービスを利用している各事業者、保健福祉課または地域包括支援センターに問い合わせてください。

②平成17年の税制改正により、市町村民税が非課税から課税になった方々の激変緩和措置が終了することに伴い、保険料の上昇による影響が大きい第4段階の方のうち、公的年金等収入及び合計所得金額が80万円以下の方々の保険料の伸びを抑制。

③医療制度改革に伴う介護療養病床（22床）の廃止。

④介護療養病床廃止に伴う入所者の入所先確保及び施設入所待機者を解消するための特養介護老人ホーム新設によるサービス量の増加。

⑤認知症高齢者グループホームの新設に伴うサービス量の増加。

申請してください。また、申請後は速やかに受診されますようお願いいたします。

※主治医への意見書記入依頼は町が行いますので、申請者の自己負担はありません。

②要介護認定の申請後、認定結果が出るまでの間は、暫定の被保険者証として、「介護保険資格者証」を交付しています。国民健康保険で交付される「被保険者資格証明書」とは異なりますので、ご注意ください。

③要介護認定者の方で、有効期間を過ぎた古い被保険者証をお持ちの方は、必ず町へ返却してください。

④申請をした日から原則30日以内に認定結果通知を送付することになっておりますが、主治医意見書及び認定調査の資料の準備に相当の日数を要することから、30日以内で認定することができない場合があります。30日以内に認定できない方は、延期通知書を送付しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



**介護保険制度全般に関する問い合わせ**  
保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-5113

**介護保険料に関する問い合わせ**  
町民税務課課税係 ☎46-1372

**認定調査等に関する問い合わせ**  
地域包括支援センター ☎46-5588